特定非営利活動法人ネットワーク大府

追分デイサービス

重 要 事 項 説 明 書

大府市追分町二丁目６７番地
TEL０５６２－４８－８２２０
FAX０５６２－４８－８２２１

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供しています。この説明書はデイサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明しています。

１．事業者

（1）	法　人　名	特定非営利活動法人ネットワーク大府
（2）	所　在　地	大府市森岡町一丁目３０番地
（3）	電 話 番 号	０５６２－４４－３７３５
（4）	理　事　長	矢 澤　久 子
（5）	設立年月日	平成１１年９月２日(任意団体設立平成４年９月１日)

２．事業所の概要

（1）	事業の種類	通所介護事業
（2）	事業の目的	通所介護事業は、介護保険法に従いご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう、サービスを提供するものです。
（3）	名　　称	特定非営利活動法人ネットワーク大府　追分デイサービス
（4）	所　在　地	大府市追分町二丁目６７番地
（5）	電 話 番 号	０５６２－４８－８２２０
	Ｆ　Ａ　Ｘ	０５６２－４８－８２２１
（6）	管　理　者	尾　関　　喜　久　江
（7）	開設年月日	平成１５年２月１日
（8）	通常の事業の実施地域	大府市
（9）	利 用 定 員	２５名
(10)	営　業　日	月曜日から土曜日までとします。ただし、日曜日、１２月２９日から１月３日までを除きます。
(11)	営 業 時 間	午前８時３０分から午後５時３０分まで
	サービス提供時間	午前９時３０分から午後４時４０分まで

３．職員体制

管理者	１名	事業所の従業者の管理及び業務の管理・生活相談員と兼務
生活相談員	１以上	利用者の生活の指導と支援・援助・介護職員と兼務
看護職員	１以上	利用者の健康状態を把握し、健康の管理を行う。機能訓練指導員と兼務する。

（機能訓練指導員）

介護職員　　１以上　通所介護サービスを提供・生活相談員と兼務。

４.サービスと利用料金

（１）介護保険の給付対象となるサービス(契約書第４条)

① 送迎 （原則として運転手１名、介助者１名）・・・ご契約者のご自宅までお迎えお送りします。概ね８時４０分から９時２０分頃お迎え、１６時４０分から１７時頃ご自宅へお送りしますが、道路状況・ご利用者の人数等で時間が前後することがありますのでご了承ください。

② 食事・・・食材料費実費として８００円いただきます。（おやつ代含みます。）

③ 日常生活費・・・オムツ・レクレーション・外出時のお茶代・小物の作成等は実費をいただきます。

④ 排泄・・・排泄の介助を行います。利用者の小さな信号を見落とさないことを目標にしています。

⑤ 機能訓練・心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な、初歩的機能回復又は減退防止の訓練を行います。

⑥ 入浴・・ 身体の状況を見極め健やかな一日を過ごしてもらうため入浴（一般浴）サービスを提供します。個浴になる場合もあります。

（２）サービス利用料金（１回あたり）(契約書第６条)

下記料金表の自己負担額をお支払い下さい。サービス料金は、ご契約者の介護度に応じて異なります。

ご契約者の介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担額(1割)	６６８円	７８８円	９１３円	１０３８円	１１６４円
自己負担額(２割)	１３３５円	１５７６円	１８２６円	２０７５円	２３２８円
自己負担額(３割)	２００２円	２３６４円	２７３８円	３１１２円	３４９２円

上記利用額以外に、下記サービス利用の加算負担があります。

介護保険給付 加算金額	入浴加算Ⅰ	サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	科学的介護推進 体制加算 （１ヶ月あたり）	介護職員等 処遇改善加算Ⅰ
自己負担額（１割）	４１円	１９円	４１円	所定単位数の ９．２％
自己負担額（２割）	８１円	３７円	８１円	
自己負担額（３割）	１２２円	５５円	１２２円	

デイサービスの送迎が実施されない場合　片道	－４７単位

ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合は､利用料金を一旦全額お支払いいただき介護認定を受けた後､自己負担金額を除いた金額が介護保険から払い戻される償還払いをお願いする場合もあります。償還払いとなる場合には、サービス提供証明書を交付いたします。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）の利用料金は、毎月末ごとに１ヶ月分を請求しますので下記の方法でお支払い下さい。

① 金融機関口座からの自動引き落とし

ゆうちょ銀行・ＪＡバンクはご利用月の翌月２０日、その他の金融機関は２３日に自動引き落としとなります。ご利用できる金融機関は、郵便局を含む全金融機関。

※口座からの自動引き落としについての手数料は、当事業所で負担させていただきます。

② ネットワーク大府の口座へ振り込む

あいち知多農業共同組合　大府西支店

金融コード　６５３１-４８１

普通貯金口座番号　００６６７２６

口座名　特定非営利活動法人ネットワーク大府　追分デイサービス

（４）利用の中止・変更・追加(契約書第７条)

①利用予定日の前に変更・追加・中止もできます。

この場合サービス実施の前日までに申し出て下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になっての中止は、取り消し料として下記の金額をお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに申し出た場合	負担金なし
利用予定当日	一律　１，０００円

③サービス利用の変更・追加時において、事業所が定員で満たされている場合には、他の日時についてご契約者と協議することになります。

５．通報への同意（秘密保持）

利用者の生命・身体の安全が害される可能性があると考えられる場合、及び利用者の財産が侵害される可能性がある場合、その他利用者の権利が侵害される可能性があると考えられる場合、事業者は大府市高齢者虐待防止センターに相談・連絡をして、適切な援助を求めることがあります。

６．サービス提供記録の開示について

利用者又は利用契約書２０条によって定められた代理人により、当該利用者のサービス提供記録開示の要望がある場合には､特定非営利活動法人ネットワーク大府追分デイサービス個人情報規定に基づき、開示いたします。

７．事故発生時の対応

事故が発生した場合には適切な対応をし、管理者に速やかに連絡をします。障害等発生時には救急車の手配、主治医への連絡等を速やかに行い事故後は、必要な行政への報告書を提出いたします。

８．個人情報の取り扱いに関する確認

マスコミ（テレビ、新聞）関係の取材や広報誌等に掲載される個人情報、また、プライバシー保護のため同意を得るものとする。

９．苦情の受付について(契約書第２１条)

苦情受付窓口

管理者　尾関 喜久江

生活相談員　尾関喜 久江、櫻井 久美子、相川 政美、鈴木 紀公子、近藤 晴美
江尻 愛子、大久保 夕映子、旭 きぬ代

受付時間　９：００から１７：００

電　話　０５６２－４８－８２２０

ＦＡＸ　０５６２－４８－８２２１

時間外受付　２４時間

電　話　０５６２－４４―３７３５

ＦＡＸ　０５６２－４４－２９５３

大府市役所　高齢障がい支援課

所在地　大府市中央町五丁目７０

受付時間　　平日（月曜日から金曜日）８:３０～１７:１５
電　話　　０５６２－４７－２１１１
ＦＡＸ　　０５６２－４７－３１５０

愛知県国民健康保険団体連合会
所在地　　名古屋市東区泉一丁目６番５号　国保会館南館７階
受付時間　　平日（月曜日から金曜日）８:３０～１７:００
電　話　　０５２－９７１－４１６５

知多北部広域連合
所在地　　東海市荒尾町西廻間２番地の１　東海市しあわせ村
受付時間　　平日（月曜日から金曜日）　８:３０～１７:１５
電　話　　０５２－６８９－２２６３

１０．虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における虐待の防止のために指針を整備する。

（３）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（５）事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

１１．ハラスメント対策

⑴事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

⑵利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

１２．身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

１３．業務継続計画の策定等について

⑴ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

⑵ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施

⑶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和　　年　　月　　日

通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。
特定非営利活動法人ネットワーク　追分デイサービス

説明者　　氏　名

私は、本書面に基づき事業所から重要事項の説明を受け、通所介護サービス提供開始に同意いたします。

契約者　　住　　所

氏　　名

代理人　　住　　所

氏　　名